

長崎市の原爆被爆者対策の概要

長崎市原爆被爆対策部援護課

1 推定被爆人口等（昭25年7月長崎市原爆資料保存委員会発表）

死 者 73,884人
 重軽傷者 74,909人
 罹災人員 120,820人
 罹災戸数 18,409戸

2 被爆者数（平成23年3月31日現在）

号	区 分	人 数
1	直接被爆者	30,336人
2	入市被爆者	6,385人
3	救護・看護、死体処理に従事した者等	3,057人
4	1～3号に該当する者の胎児であった者	1,130人
計		40,908人

被爆者の平均年齢 76.8 歳（前年度比 0.7 歳上昇）

3 本市における原爆被爆者対策の歩み （「長崎原爆被爆50年史」から抜粋）

- ①「原爆投下」から「被爆者の方が受けた障害の治療に要する費用の確保」まで
- ②「被爆者の方の生活支援」
- ③「国家補償の見地に立った抜本的な施策の推進」

- ①「原爆投下」から「被爆者の方が受けた障害の治療に要する費用の確保」まで

（1）昭和20年から昭和26年まで

- 市役所臨時出張所開設。罹災証明書を発行（昭20年8月11日）
- 「長崎市復興委員会」設置（昭20年10月4日）
- 「長崎国際文化都市建設法」公布（昭24年8月9日）

〔住民投票（憲法95条）
 →投票率 73.5%、賛成率 98.6%…成立〕

●市民有志による「納骨堂」建立（昭和 22 年）

- （その後・無縁遺骨の収集（市・市民生委員協議会）（昭 30 年）
- ・「長崎市原子爆弾死没者慰霊納骨堂」設置（昭 33 年 3 月）
 - ・「納骨堂」撤去（昭和 36 年 9 月）
 - ・平和公園地下駐車場整備のため「長崎市原子爆弾死没者慰霊納骨堂」廃止（平 4 年 1 月 31 日）
 - ・「長崎市原子爆弾無縁死没者追悼祈念堂」開設（平 6 年 7 月 22 日）

※「戦後の復興に主力」

「“占領下”による報道規制」

政治問題にもならず

（2）昭和 27 年から昭和 32 年まで

「日本国との平和条約（サンフランシスコ平和条約）」発効（昭 27 年 4 月 28 日）

→報道規制の解除

●被爆者救済募金サイン（昭 27 年 9 月）

原爆障害者 1, 288 人
（昭 27 年 4 月調査）

・一流芸能人による募金活動

●市婦人会による被爆者のための街頭募金（昭 28 年 1 月）

●第 4 回広島・長崎原爆都市青年交歓会（昭 28 年）

・「毎年原爆記念日に原爆の羽根募金」

・「4 月に街頭募金を行うほか、知人・友人による募金を行い、救済資金にあてること」

●「長崎市原爆障害者治療対策協議会」（略称：原対協）発足（昭 28 年 5 月 14 日）

・長崎大学、長崎県市代表者、医師会、社会事業団体、文化団体、婦人団体、青年団体
等で構成

・啓発活動、原爆障害者の調査

⇒ 原爆障害者数 約 3 千人（うち市内居住者 1, 932 人）

・長崎大学医学部附属病院にて障害者の総合診療を実施（昭 28 年 8 月 1 日～9 月 30 日）

（受診者数 1, 874 人）

●全国共同募金、原爆障害者治療費募集決定（昭 28 年 6 月 23 日）

・募金額：518 万 603 円（同年 10 月 6 日）

●長崎・広島両市長・両市議会議長「原爆による障害に対する治療費援助」に関する請願
（昭 28 年 7 月）

・衆議院採択（昭 28 年 8 月 3 日）

- ・参議院採択（昭28年8月6日）
- NHK「全国たすけ合い運動」（昭28年8月1日～10日）
- ・義援金（浄財）は広島、長崎両原対協へ配分（長崎への配分額：150万875円）
- 「第五福竜丸被災事件（ビキニ環礁での水爆実験）」（昭29年3月1日）
- 長崎市議会「原水爆製造並びに使用禁止と原爆障害者治療費全額国庫負担要望に関する決議」（昭29年5月31日）
- 長崎・広島両市長、衆議院地方行政委員会にて原爆による被害状況とその後の復興状況を説明（昭29年10月）
- 「長崎・広島原爆資料公開展」開催（昭29年11月25日～12月3日、東京都日本赤十字社講堂、長崎・広島両市及び日本赤十字社共催）

国庫支出金の決定

調査研究費（昭29年度）117万3千円

治療費（昭30年度）413万円

※厚生省と長崎大学医学部附属病院との契約による調査並びに治療の実施

- 長崎市長・市議会議長「原爆障害治療費の国庫支出に関する陳情」提出（昭30年11月14日）
 - ・（内容）(1)原爆障害者の治療費の全額国庫負担
 - (2)生活困窮原爆障害者の生活費補助
 - (3)一般被爆者の健康管理
- 長崎市議会「原爆障害者援護対策特別委員会」設置（昭30年12月20日）
- ・政府・国会へ陳情（昭31年1月19日）
- 広島・長崎両県選出国會議員、広島・長崎両県、広島・長崎両市
「原爆障害者の援護に関する陳情書」提出（昭32年1月12日）

「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」公布、昭32年4月1日施行

⇒「被爆者障害者に対する治療費の国庫負担」開始

- 小学校区単位で「被爆者健康手帳交付申請」受付開始（民生部社会課庶務係）
- 第1回目の健康診断を開始（昭32年8月）
- 「長崎原爆病院」開設、被爆者の診療開始（昭33年5月20日）
 - ・長崎市片淵1丁目に立地（お年玉つき年賀はがき寄付金をもって建設）
- [

その後・経営主体を市から日本赤十字社に移管（昭44年4月）

・長崎市茂里町に新築移転（昭57年12月）

]
- 「財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会」（原対協）発足（昭33年9月20日）
 - ・従来の「長崎市原子爆弾治療対策協議会」を改組（県・市・医師会・被爆者団体）
 - ・事務局を社会課内に設置
- {

その後・原爆被爆者福社会館を建設、事務局を移転（昭35年12月）

・原爆医療法に基づく被爆者健康診断を開始（昭36年2月）

・原爆被爆者福社会館に被爆者診療所、職業補導所、宿泊所開設（昭36年4月）（平11年3月廃止）

・原爆被爆者温泉保養所「大和荘」建設・開館（昭40年11月）

（平22年8月老朽化のため閉館）

・長崎市興善町に「長崎原爆被爆者検査センター」建設・開設（昭46年3月）

・原爆被爆者療養センター「立山荘」建設・開館（昭51年8月）

・「長崎市原子爆弾被爆者健康管理センター」（長崎市茂里町）に移転（平4年4月）

・原爆被爆者温泉保養所「新大和荘」開館（平22年10月）

}
- 「特別被爆者」「一般被爆者」制度創設（昭35年）
 - ・放射線を多量に浴びたと考えられる被爆者（認定被爆者、2km以内の直接被爆者など）に対する一般疾病医療費の支給開始に伴うもの
 - ・昭和49年に一本化となり区分廃止

2 被爆者の方の生活支援

- 長崎市議会「原爆被爆者の医療及び援護に関する意見書」可決（昭34年）
 - ・（趣旨）政府は速やかに原爆医療法を改正し、治療認定基準を拡大し被爆者療養のための交通費・栄養費・医療手当を含む生活援護の途を開き、原爆後遺症退治療法究明のための研究機関の設置と、あわせて原爆犠牲者としての遺族援護の措置を講じられたい
- 長崎市議会「原爆被災者援護に関する特別委員会」設置（昭34年）
- 長崎県・市及び広島県・市「長崎県原爆被爆者実態調査結果表」「長崎市を主とする原爆被爆者実態調査の研究」作成（昭35年）
 - ・被爆状況等の実態把握のため国勢調査と同時に実施
- 衆・参両議院「原爆被爆者援護強化決議案」可決（昭39年）
- 国「原子爆弾被爆者実態調査（全国一斉）」（昭40年）
- 長崎市議会「原子爆弾被爆者救援に関する請願」採択（昭42年3月22日）
- 「長崎市原子爆弾被爆者援護措置要綱」（法外援護）制定（昭42年10月1日）
 - ・内容は別表1のとおり
- 「保健相談事業」開始（昭42年10月1日）
 - ・原対協へ委託し、被爆者の生活援護と相談業務を実施
- 「長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会」（略称：原援協）結成（昭42年）
 - ・長崎市及び長崎市議会で構成
 - ・被爆者に対する生活支援の要望
- 「広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会」（略称：八者協）結成（昭42年）
 - ・広島・長崎両市及び広島・長崎両県市議会で構成
 - ・被爆者に対する生活支援の要望

「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」公布、昭43年9月1日施行

⇒「被爆者（特別被爆者）で原子爆弾の傷害作用の影響を受け、今なお特別の状態にある者に対して手当を支給し、その福祉の向上を図る」もの

（昭和43年度の支給実績 被爆者数82,093人 手当受給者数3,993人（4.86%））

- 各種事業展開
 - ・別表2のとおり

③「国家補償の見地に立った抜本的な施策の推進」

○八者協「被爆者年金の支給制度の創設等国家補償の精神に基づき、画期的な援護対策の確立」
の要望（昭49年5月）

○原爆被爆地域の拡大是正

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」公布、平7年7月1日施行

- ⇒「国の責任において」原爆被爆者援護を行う。
- ⇒死没者の遺族である生存被爆者に対する給付金の支給

「第二種健康診断受診者証」制度、「長崎被爆体験者支援事業（被爆体験者精神影響等調査研究事業）」開始（平14年4月）

<別表 1>

「長崎市原子爆弾被爆者援護措置要綱」

○昭和48年3月現在

手当等の種別	支給金額	支給の対象となる被爆者
※技能習得促進手当	月額 5,000 円	低所得者である特別被爆者が、技能を修得するため次の職業訓練施設に入所した場合に支給されます。(入所から 12 カ月間) 職業訓練施設(1)長崎県立長崎職業訓練所 (2)長崎県立多良見職能指導所 (3)長崎原爆福祉会館職業補導所
※就職支度金	本人 40,000 円 子弟 1 人につき 12,000 円	低所得者である特別被爆者及びその子弟が公共職業安定所の紹介により常用労働者として就職する場合に、最初の就職に限り支給されます。
※入院患者見舞金	1,000 円	毎年 12 月 1 日現在において指定医療機関に入院している特別被爆者でその入院が 1 カ月以上引き続いており、又は 12 月 1 日を含む入院が引き続き 1 カ月以上にわたることが確実と認められる場合に支給します。
※認定被爆者見舞金	1,000 円	毎年 12 月 1 日現在、自宅において静養中の 60 歳以上の認定被爆者に対して支給されます。
死亡弔慰金	5,000 円	認定被爆者が死亡した場合には、原爆特別措置法による死亡葬祭料のほか、この弔慰金を遺族に支給します。
温泉保養所利用補助金	長崎市内-小浜町大和荘 往復バス料金実費(約 760 円)	温泉保養所に被爆者が 1 週間以上滞在し、利用する場合に支給されます。 保養所所在地 長崎県南高来郡小浜町 大和荘
入退院交通費	1 回につき 1,000 円 以内	認定被爆者が指定医療機関に入院又は退院する場合に交通費として支給します。
※生活見舞金	月額 5,000 円 以内	低所得者である被爆者の生活水準の向上をはかるため、支給されます。 支給対象者(1)病弱のため失業している認定被爆者 (2)65 歳以上の身よりのない特別被爆者 (3)原子爆弾小頭症患者

※は長崎県の補助事業による補助

○現在(平 23 年 4 月)

手当等の種別	支給金額	支給の対象となる被爆者
介護手当付加金	月額 5,000 円 以内	被爆者援護法による介護手当の支給を受けている人で、介護手当の支給額を超える費用を支出している人

<別表2>

事業名	開始年月	備 考
養護事業（原爆被爆者養護ホーム）	昭45年4月	・「恵の丘長崎原爆ホーム」開設（昭45年4月） ・（当初）一般養護100人、特別養護50人（現在）一般養護150人、特別養護200人 ・「原爆被爆者特別養護ホームかめだけ」開設（昭55年7月） ・（当初）特別養護50人（現在）特別養護55人
長崎市立原子爆弾被爆者健康管理所	昭和45年4月 （平14年3月廃止）	・原爆医療法による健康診断の結果、収容検査の必要があると診断された被爆者を短期間（3日間程）収容し、さらに精密検査を行うもの ・医療技術の進歩により即日での精密検査が可能になったこと及び一般医療機関が充実してきたことなどにより平14年3月で廃止
被爆者相談室	昭48年11月 （平18年3月廃止）	・「長崎市原子爆弾被爆者健康管理センター」内に「健康ひろば」として移転（平4年4月） ・健康管理センター内での相談体制の充実などにより平18年3月廃止
「原爆被爆者家庭奉仕員」派遣事業	昭50年10月 （平23年6月廃止）	・身体上または精神上の障害があり日常生活を営むのに支障があるおおむね64歳以下の低所得世帯に家庭奉仕員を派遣し、無料で日常生活の世話をを行い被爆者の福祉の向上を図り健全で安らかな生活を営ませるもの ・対象者数：昭51年度末 27人 平21年度末 1人 ・平23年6月で被爆者が全員65歳以上となったため制度廃止
被爆者保健相談事業	昭53年4月	・保健師1人体制で開始 ・昭56年10月～昭57年3月 保健師1人、嘱託保健師2人 ・昭57年4月～昭58年3月 保健師3人 ・昭58年4月～昭62年4月 保健師4人 ・昭63年4月～平4年3月 保健師5人 ・平4年4月～平18年3月 保健師7人、嘱託保健師1人 ・平18年4月～ 保健師7人（原爆被爆対策部援護課内には3人配置とし福祉保健部高齢者すこやか支援課内（3人）及び健康づくり課内（1人）にも配置）
原爆被爆者特別事業	平8年10月	・「生きがいづくり事業」 ・「健康テレホンサービス事業」 ・「日常生活支援事業」（平10年2月開始）
原爆被爆者ショートステイ事業	平12年4月	・「恵の丘長崎原爆ホーム」4人 ・「原爆被爆者特別養護ホームかめだけ」3人